○横山会長 これから第18回東京都環境審議会を開催させていただきます。

本日の審議は、第 16 回の審議会でご審議いただきました大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域にかかわりまして、6月 20 日に都知事からこの地域の公害防止事業に係る費用負担計画について本審議会に諮問をいただきました。この負担計画、早急につくる必要がございましたので、審議会の運営要領に従いまして私のほうから文書をもって水質土壌部会にこの案件につきまして付議したところでございます。それで、水質土壌部会では早速7月以降3回にわたりまして、そのうち1回は現場の視察でございますけれども、会議をお持ちいただき、報告をまとめていただいたわけでございます。本日は、この水質土壌部会からのご報告を承った上で、費用負担計画の案につきまして本審議会として審議を行うということになります。

なお、念のため申し上げておきますが、費用負担計画そのものは東京都のほうで最終的 に責任を持って作成します。本審議会は、その計画の案について審議し、意見を述べると いうことになるわけでございまして、その点はひとつお含み願いたいと思います。

それでは、事務局から定足数等々ご報告をお願いいたします。

○木村計画担当課長 事務局から本日の出席についてお知らせいたします。ただいまご出席の委員は 14 名で、審議会規則に定める定足数である過半数 13 名に達しております。あと2名の委員の方も出席との連絡をいただいております。事務局からは以上でございます。○横山会長 本日の議事1「大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域の公害防止事業に係る費用負担計画(第一次)について」に入らせていただきますが、よろしくご協力のほどお願いいたします。

先ほど申し上げましたように、この案件は水質土壌部会に付議しておりまして、本日ご報告をいただけるまでになっておりますので、松尾部会長からこのご報告をまず承りたいと思いますので、松尾先生、よろしくお願いいたします。

○松尾水質土壌部会長 それでは、ご説明させていただきます。水質土壌部会の部会長を しております松尾でございます。

大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域の公害防止事業に係る費用負担計画について、6月25日に会長から水質土壌部会に付議されてまいりました。以降、当部会といたしましては、現地視察を含めて3回の部会を開催し、慎重に審議を進めてまいりました。

当部会での審議状況についてご報告を申し上げたいと思います。

費用負担計画では、だれが費用を負担し、どの程度費用を負担するかの2つのポイントがあります。当部会では、まず7月30日に現地を視察しました。8月6日には、都が汚染

原因者と考えている三菱瓦斯化学から提出されていました見解書、その概要はお手元の参考資料3のとおりでありますが、その見解書が出てきたということがありまして、その見解書について三菱瓦斯化学の関係者を部会に呼びまして説明を求めました。また、都からも意見を聞きました。こうした手続を踏んで検討を進めた結果、高濃度のPCBがコンクリートがら、れんが片などの建物の破片や原料のナフタレン等と同一場所から検出されたという事実などに照らして、工場の建物・設備を除去、更地化し、PCBを排出して、土壌汚染を起こした事業者を、費用を負担する事業者を定める基準といたしました。

次に、事業者の費用負担の割合ですが、公害防止事業費事業者負担法では、第4条第2項の事由に該当する場合は減額することになっております。本件の場合には、PCBが投棄されたのは昭和39年から40年で、PCBの法規制以前の行為であり、同項の公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情に該当するので、減額について検討することといたしました。そこで、これまでの法規制以前の行為を理由とする事業者負担の減額実施例も参考としながら検討を進めました。

実施例の中には、3分の2を事業者の負担割合とするものも1例ほどありましたが、多数の事例は<math>4分の3としておりました。また、法第7条では、減ずべき額を算定することが困難な場合に、基準とすべき一定範囲の割合、いわゆる概定割合が定められています。これは4分の1の幅ごとに刻まれていますが、これを類推適用して4分の3を負担割合とすることが妥当であるという結論に至りました。

以上を踏まえまして、当部会としましては、都から示されている資料3「大田区大森南 四丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画(第一次)(案)」のとお りとすることが適当であるといたしました。

なお、審議の過程で、費用負担計画とは直接関係しませんが、対策地域指定のために開催した6月12日の本審議会で議論となった箇所の取り扱いについては、汚染土壌の掘削・除去の工事が1期と2期に分けられて実施されることとなった関係から、この箇所は2期工事区域に当たるので、1期工事の状況等を踏まえて適切に対応するということで、当部会として了承しました。

また、汚染土壌を掘削・除去する際に建屋で覆って施工するため、建屋外での環境対策は当然のこと、建屋内の作業環境にも十分配慮する必要があること。鶴見川で行われたダイオキシン処理の事例などを参考にしながら適切な対応をすべきであることを指摘しておきました。

私のほうからは以上でありますが、今回は都で初めての公害防止事業費事業者負担法を 適用した土壌汚染対策事業を行うことになりますので、臨時委員として専門家である大塚 委員に今回は参加していただいております。そういう専門家の立場から、私の今申し上げ たことについて少し補足をお願いできればありがたいと思います。

大塚先生、よろしくお願いします。

○大塚臨時委員 大塚でございます。部会長の松尾委員がお話になりましたように、今回

提案されました費用負担計画(案)で妥当であるというふうに考えております。

特に事業者の負担割合について補足させていただきたいと思います。

今回の大田区大森南のケースでは、昭和 39 年から 40 年にかけてPCBが投棄されておりまして、その当時、PCBの毒性は明らかではありませんで、また、法律による規制も行われていない状況でありました。このため、公害防止事業費事業者負担法第4条第2項に規定する減額の対象となりますが、こうした事情による減額は積み上げて算出できるような性質のものではございません。同法は、こうした場合に備えて第7条で概定割合を定めておりますが、ダイオキシン類対策特別法に基づく土壌汚染対策については特に規定されておりません。しかし、この概定割合を減額の算定のための物差しとして使うことが妥当であると考えられます。概定割合は、4分の1の幅ごとに、10分の10、4分の3、2分の1、4分の1というふうに刻まれておりまして、個別の事情を勘案してそれぞれの割合を適用することになります。

土壌汚染は、通常、排出者が防止措置を怠っていたために、事業者がその費用の全部を 負担すべきであるというふうに考えられますが、今回のPCBの投棄は法規制以前の行為 でありますので、10分の10から1ランク下げた4分の3を事業者の負担割合として考える というのが妥当な結論であると思います。

また、公害防止事業費事業者負担法を適用した事業のうち、本件のように法規制以前の 行為を理由として減額した9件の事例がございますが、その大多数が4分の3という数字 を採用しておりまして、今回の結論、この案がバランスのとれたものだというふうに考え ております。

以上でございます。

○松尾水質土壌部会長 ありがとうございました。

水質土壌部会からの報告は以上であります。

費用を負担させる事業についての考え方など、詳細については事務局からご説明を申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○宮川副参事 環境改善部土壌地下水担当副参事の宮川でございます。

それでは、初めに資料2に基づきまして、大森南四丁目におけるダイオキシン類土壌汚染対策の手続についてご説明いたします。

手続につきましては、大きく2つに分かれております。左側の流れがダイオキシン類対策特別措置法に基づきます汚染対策の関係でございます。右側のほうは公害防止事業費事業者負担法に基づきます費用負担の関係でございます。

先ほどご報告がございましたが、既にこの審議会でご審議いただいて、6月14日に対策 地域については指定しているところでございます。その後、6月20日に公告し、環境大臣 への報告等の手続をしているところでございます。

現在、対策計画につきまして策定中でございまして、公聴会を8月に開催し、大田区長のご意見も8月末にいただいております。

右側のほうの流れでございますけれども、費用負担計画につきましては、こういった形でご審議いただいているところでございまして、ご答申をいただいた後、私どものほうで最終的な決定をしたいと思っております。

費用負担計画と対策計画が決定された後、一定の手続をした後、対策工事を施工していきたいと考えております。

続きまして、資料3に基づきまして「大田区大森南四丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画(第一次)(案)」につきまして、資料4、5、6、7及び参考資料2とともにご説明させていただきます。

まず、資料3でございますが、「大田区大森南四丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画(第一次)(案)」でございます。

この計画の骨子は、1が「目的」、2が「公害防止事業の種類」、3が「費用を負担させる事業者を定める基準」、4が「公害防止事業費の額」、5が「負担総額及びその算定基礎」、それから、次のページでございますが、6といたしまして「公害防止事業の実施に必要な事項」でございます。それぞれご説明させていただきます。

まず、1は目的でございますが、大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壌汚染対策事業として、ダイオキシン類による汚染土壌の除去事業を実施します。なお、この計画では、ダイオキシン類による汚染土壌を除去し、別の場所で一時保管するまでを対象とし、無害化処理の実施については別途費用負担計画(第二次)を定めて対策を実施いたします。

2番目といたしまして、公害防止事業の種類でございますが、公害防止事業費事業者負担法第2条第2項第3号に規定するダイオキシン類による土壌の汚染の除去に関する事業でございます。

3番目といたしまして、費用を負担させる事業者を定める基準でございます。これにつきましては、ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条の規定に基づき、ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された大田区大森南四丁目の区域に土地を所有し、当該土地に所在する P C B を使用していた工場の建物・設備を、昭和 39 年から昭和 40 年にかけて除却・更地化し、P C B を排出して土壌汚染を引き起こした事業者としております。

これにつきましては、お手数でございますが、次の資料 4 でご説明させていただきます。 資料 4 は本文 2 ページでございますが、その後に別添資料集といたしまして 1 ページから 27 ページまで資料がございますので、そちらも参照させていただきながらご説明させていただきます。

では、資料4の「費用を負担させる事業者を定める基準についての考え方」でございます。

東京都の市街地土壌汚染対策検討委員会に諮りまして、都が行った土壌のボーリング調査や化学分析の結果及び過去の航空写真、土地・建物の売買契約書、関係者の証言、その他の客観的事実等に基づき、ダイオキシン類土壌汚染の原因の究明を行いました。

その結果、以下の理由から公害防止事業費事業者負担法に基づき費用を負担させる事業者の基準を、「ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定した大田区大森南四丁目の区域に土地を所有し、当該土地に所在するPCBを使用していた工場の建物・設備を昭和39年から40年にかけて除却・更地化し、PCBを排出して土壌汚染を引き起こした事業者」(三菱瓦斯化学株式会社)としました。

以下、その理由でございます。

まず1点目でございますが、対策地域では、共栄化成工業株式会社が昭和30年ころから ナフタレンを原料として無水フタル酸を生産しており、熱媒体としてPCBを使用してお りました。

共栄化成工業が使用していたPCBの種類はカネクロール400 (以下、KC400といたしますが)であり、対策地域から検出されたPCBもKC400でございます。

これについてご説明させていただきます。別添資料1をごらんになっていただきたいと 思います。

1ページでございますが、上から3段目の昭和30年ごろ、共栄化成工業が当該地でナフタレンの原料として無水フタル酸の製造を開始いたしたところでございます。その後、共栄化成工業さんは熱媒体としてPCBをお使いになっていたということでございます。

それから、3ページでございますけれども、これが昭和38年2月、国土地理院が撮影いたしました航空写真でございますが、印をしてある部分で、今回、特にPCBの汚染が見つかったところでございます。このような土地で、共栄化成工業が操業していたということでございます。

次に4ページでございますけれども、先ほど申し上げたように、当時、共栄化成さんが使っておりました P C B の種類でございますけれども、5ページの上から4行目にアンダーラインがしてございますけれども、「腐食性がない等を考慮して、カネクロール400を選びました」ということで、元従業員の方がご証言なさっております。

また、6ページの別添資料4でございますけれども、この表の右側、「成分同定」という欄がございますが、PCBのタイプにつきましてガスクロの分析チャート等からKC400と判定しております。

次に2点目でございますが、共栄化成工業が倒産後、その設備から回収されたPCBの量は、同社元従業員の証言からドラム缶5~6本(1,500キログラム程度)でございます。 これにつきましては、8ページの別添資料6でございますが、中段あたりにアンダーラ インがしてございますが、「はっきり覚えていないが、ドラム缶5~6本程度だったかな あ?」ということで、こういった証言がございます。

それから、資料4に戻らせていただきますが、その後、親会社であり、当該地の土地と建物の一部を所有する日本瓦斯化学工業の水島工場が共栄化成工業から受け入れたとするPCBの量が750キログラムであるとすると、残りの750キログラムが投棄されたと考えられます。

これにつきましては、9、10、11、12ページで、これは当時の土地・建物の一部でございますが、売買契約書でございまして、昭和37年にその土地について日本瓦斯化学工業さんに所有が移ったということをお示しした資料でございます。

それから、13ページの別添資料8でございますが、マークがしてございますが、中段あたりに昭和39年に750キログラムを共栄化成工業より受け入れたというような、そういった三菱瓦斯化学さんからご提供いただいた資料でございます。

それから、14 ページでございますけれども、別添資料9でございます。これは、対策地域内におけるPCBの存在量を推定して積み上げて計算したものでございますけれども、約800 キログラムという結果が出ておりまして、ドラム缶で回収した量から共栄化成工業から水島工場に移された量を引いたものと現在当該地に存在していると思われるPCBの量がほぼ一致したということでございます。

次に、(3) に移らせていただきます。高濃度のPCBがコンクリートがら、れんが片、スレート片等の建物の破片、原料のナフタレンや潤滑油等と同じ場所から検出されているため、PCBは工場の土地・建物の一部の所有者である日本瓦斯化学工業が昭和 39 年から 40年にかけて工場を更地化したときに投棄したと考えられます。

これにつきましては、先ほどの別添資料 4、これは分析のデータでございますけれども、要はカネクロール以外に油等があるということでございます。

それから、別添資料 10 でございますけれども、これは当該地で調査いたしましたときのボーリングのサンプルについての一部の写真でございます。15 ページは、一番高濃度のものが出ました No. 2 の表層でございます。コンクリート片等がまざっているのがおわかりいただけるかと思います。

それから、16ページは、同じ No.2の地点でございます。これにつきましても、れんが 片等がかなり見られている。油が含まれているような感じがごらんいただけるかと思いま す。

それから、17 ページは No.3 の調査地点のボーリングサンプルでございますが、中央部に白く写っておりますのが、コンクリートの躯体をボーリングの機械がくり抜いたということで、こういった破片も現地からサンプルとして得られているところでございます。

次に、本文に戻らせていただきますが、関係者の証言や「日本瓦斯化学工業株式会社創立十五年史」の記述等から、共栄化成工業の建物を除却し、更地化したのは日本瓦斯化学工業であると考えます。

これにつきましては、18 ページ、別添資料 11 のアンダーラインをした部分でございますけれども、日本瓦斯化学工業に採用された共栄化成工業の元社員の方々が、また、解体に当たりまして現地に戻られて作業に携わったというようなことが書かれておりますし、19 ページも、これにつきまして積極的に関与なさったということが、債権の処理等に当たって示されているところです。20 ページも同じような内容でございます。

それから、21 ページの別添資料 12 は、「日本瓦斯化学工業株式会社創立十五年史」でございますが、資料の左側のほうで、各行の右側に線を引いてある部分でございますけど、「此の際積極策をとって先般整理した共栄化成工業の設備の一部を移転して、四十年九月迄に当初月産六百屯だったのを粗製七百屯、精製九百屯に増強した」と、当時の水島工場の状況について述べられているところでございます。

次に、本文の2ページ目、4点目に移らせていただきます。

高濃度のPCBは、がら等とともに面積約 360 平方メートル、体積約 1,000 立方メートルの地域にわたって投棄されており、日本瓦斯化学工業株式会社による更地化時以外、このように広範囲にPCBを投棄することは考えられません。

これにつきましては、22 ページ、別添資料 13 でございますけれども、合計欄にマークがしてございますが、今回対策を行う部分につきまして、掘削面積は約 360 平方メートル、また、掘削すべき土壌につきましては約 1,000 立方メートルということで、このような大量の汚染を引き起こすことは更地化時以外にないと考えられます。

また、本文のほうに移らせていただきますけど、昭和 32 年当時の地形図によれば、共栄 化成工業の敷地の地盤面はTP+1メートル前後でございました。

これにつきましては、23 ページ、別添資料 14、これは昭和 32 年当時の地形図でございます。測図が 32 年で行われたということでございますけれども、マーカーがしてあるかと思いますが、これが1 メートルの等高線でございます。また、丸く印があるかと思いますが、これが高濃度のP C B、ダイオキシン等の汚染が見つかった場所でございます。ちょっと変形な線でございますけれども、囲まれたところが、先ほど航空写真でごらんいただいた工場の敷地と同じ部分でございまして、このように東側の土手の部分は2 メートルでございますが、敷地の大半はT P+1 メートル前後だったことがこの地形図からうかがえるところでございます。

その後、昭和43年になりまして、当該地につきまして日本瓦斯化学工業株式会社から株式会社石川運送並びに日本酸素株式会社等に売却されております。

これにつきましては、24 ページ、別添資料 15「公図」で、これは所有権の移転時期等を付記してございます。これも大変小さな字でございまして、はっきりしないかもしれませんが、左手の角のところが「石川運送」と書いてあり、右側のほうが、日本瓦斯化学工業さんから、その後は別な会社に移ってございますけれども、こういった形で所有権が移っておりますが、いずれにいたしましても、昭和 42 年から 43 年にかけて、この敷地の所有者でありました日本瓦斯化学工業から他の会社に所有権が移っております。しかしながら、

これらの方が土地を購入したときの地盤高は、現況のとおりであり、現況というのはTP+1.7メートルでございますけれども、その後、切り土、盛り土等は、これはコンクリート舗装は除きますが、行っていないと証言しております。

その点につきましては、25 ページ、別添資料 16、これが現状の地盤高でございます。真ん中に、ほぼ北から南に緑色の線がありますが、これが、2 枚前の別添資料 14 で見ていただきました昭和 32 年当時の等高線の位置がこんな位置になるところでございます。それぞれ No.幾つと書いてございますが、これはボーリング調査をしたところでございまして、その後の数字は、プラス幾つと書いてあるのはTP表示の現状地盤高でございまして、このように、32 年当時と申しましょうか、その時点ではほぼ1メートルだったものが、このように広範囲にわたって、ほぼ 1.7 メートルまでかさ上げされておりますので、こういったかさ上げができるのは更地化のとき以外は考えられないと私どもは考えております。

また本文に戻っていただきまして、5点目でございますが、株式会社石川運送と日本酸素株式会社との間の塀は昭和43年に立てられており、また、両者の北側の塀も共栄化成工業当時から存在していたことから、昭和43年以降、何者かが塀をまたいでその両側約360平方メートルにわたってPCBをがらとともに投棄することは考えられません。

これにつきましては、先ほどの別添資料2の航空写真で、敷地は塀で囲まれておりますし、26 ページ及び27 ページの昭和42 年及び46 年の航空写真等から、北側の塀がございますし、特に41 年はまだ所有権が日本瓦斯化学工業さんでございますが、土地の売買は昭和42 年、43 年ごろに行われております。いい時期の写真がなくて申しわけないんですが、46 年の写真を見ますと、マークがしてあるところの東側と西側でございますけれども、両者の間に塀がまたいだ形でございますので、この両側にわたって投棄することは考えられないと考えています。この塀につきましては、42 年に購入した後、直ちに設置されたということを確認しているところでございます。

最後、6点目でございますけれども、PCBは当時……。

- ○横山会長 宮川さん、今、TP、TPとおっしゃったんですけど、これをちょっと説明 したほうがいいんじゃないですか。
- ○宮川副参事 TPは、東京湾平均中等潮位でございます。このTP表示によりまして、いろいろな場所を比較できます。現状の地盤面だけでは相互の高さの比較ができません。 一応、基準点との関係をTP表示で表示させていただきますと、どこの点もこのTP表示により高低差が比較できるということでございます。

資料のご説明に戻らせていただきます。

6点目でございますが、PCBは当時、有用な熱媒体として使用されており、その有害性が問題となったのは昭和 43 年 10 月のカネミ油症事件以降であり、また、廃PCBが廃棄物として法的に規制されるようになったのは昭和 4 5年以降でございます。したがいまして、それ以前は他人の土地にPCBを不法に投棄する必要はございませんでした。

これにつきましては、別添資料をごらんになっていただきたいと思います。1ページの

一番下でございますけれども、カネミ油症事件が昭和 43 年でございますので、これ以降は有害性について明らかになったということでございます。その後、廃棄物としての規制につきましては、昭和 45 年に廃棄物処理法に基づきまして廃PCBが廃棄物として法的に規制され、それ以降は投棄が禁止されたところでございます。

お手数でございますが、資料3にお戻りいただきたいと思います。

ただいま、資料3の費用負担計画(第一次)(案)につきまして、3番目の「費用を負担させる事業者を定める基準」につきまして、資料4でご説明させていただきました。

次に、4点目の「公害防止事業費の額」についてご説明させていただきます。

これにつきましては、資料5並びに参考資料1をごらんいただきたいと思います。

まず、資料5でございますが、公害防止事業費の内訳につきましては、大きく3つに分けさせていただいております。この資料に基づいてご説明させていただきますが、まず、大きく汚染土壌の除去工事がございます。2点目といたしまして、掘削・除去いたしました汚染土壌を一時保管するための施設の設置費でございます。3点目が、その一時保管施設の管理費でございます。

まず、汚染土壌除去の工事でございますけれども、実施設計をいたしましたので実施設計費、並びに汚染土壌の除去工事費ということで、これにつきましては参考資料1で、工事の概略等は7ページ以降にお示ししておりますけれども、建屋で囲った中で汚染土壌の掘削工事を行うものでございます。それから、3点目がモニタリング調査を行うということで、この関係のモニタリング調査費でございます。4番目が、この掘削工事を行うための駐車場並びに隣接する場所に倉庫がございまして、それの移転費用などが補償費と考えられているところでございます。

大きな2番目の一時保管施設の設置費でございますけれども、これにつきましても実施設計をいたしましたので、その実施設計の費用でございます。それから、一時保管施設の建屋の建設費でございます。それにつきましては、参考資料1の10ページに保管施設の概念図がお示ししてございますが、このような形で掘削・除去し、密閉容器に保管した汚染土壌をこちらのような形の、多少形状は変わると思いますけれども、こういった保管施設に一時的に保管させていただきたいと考えております。

次に、大きな3番目といたしまして、一時保管施設の管理費でございますけれども、これにつきましては一時保管施設用地の賃借料、並びにこの施設について巡回点検委託の関係、それから、一時的にいたしましても汚染土壌を保管する関係でございますので、モニタリング調査費用を計上させていただいているところでございます。

それでは、資料3にお戻りいただきたいと思います。

4点目の具体的な金額のことでございますが、先ほど資料5でご説明したように、大きく3つに分けさせていただいています。汚染土壌の除去工事、それから、一時保管施設につきましては設置費と管理費に分けさせていただきました。

まず、汚染土壌除去工事につきまして 5 億 2,500 万円を考えております。並びに、一時保管施設の設置費につきましては 1 億 4,700 万円、管理費につきましては、これは年額でございますが、3,500 万円を考えております。

次に、資料3の5点目の「負担総額及びその算定基礎」でございます。

これにつきましては、資料6を参考にしながらご説明させていただきますが、その前に 概略だけ資料3でご説明させていただきますと、1といたしまして汚染土壌除去工事につきましては、これからご説明する資料6の考え方に基づきまして費用負担総額を決めさせていただきました。その算定の基礎につきましては、負担総額につきまして、公害防止事業費の額に法第4条第2項の規定に基づく減額をいたしまして、減額したものを負担総額とさせていただきたいと思っております。これにつきましては、先ほど松尾部会長並びに大塚委員からご報告があったところでございますけれども、まず、考え方といたしましてダイオキシン類による土壌の汚染がコプラナーPCBに由来するものであり、排出された当時、PCBの有害性が明らかになっておらず、法規制も行われていない時期であるため、法第4条第2項の規定に基づき減額を行います。減ずる額は、公害防止事業費の4分の1と考えております。

それでは、この辺の考え方について詳細にご説明させていただきます。

お手数ですが、資料6をお開きいただきたいと思います。

公害防止事業費事業者負担法に基づく事業者の費用負担額は次式によって求められるところでございます。

上の図をご説明いたしますと、まず、公害防止事業費の額に対しまして、公共の負担分となる、つまり事業者に負担していただく以外の部分については公共負担になりますので、それを引いたものが事業者の負担総額になるということでございます。この括弧書きの中の(1)、それから、「事業者以外の原因」の(2)等で書いてございますが、これが以下のご説明に相当いたしますので、この図をごらんいただきながらご説明を聞いていただきたいと思います。

なお、※印でお示ししてございますけれども、「(3)の減額の算定が困難なときは(4)の概定割合を適用」するということになっております。

それでは、(1)の公害防止事業費の額でございますけれども、これにつきまして、法第4条第1項に規定する公害防止事業費につきましては、当該公害防止事業の実施のための直接必要な実施計画調査費とか、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費等でございます。

それから、2点目の事業者以外の原因(2) についてのご説明でございますけど、法第4条第1項では、公害防止事業につき事業者に負担させる費用の総額は「公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められた程度に応じた額」と規定されております。公害の原因が事業活動とそれ以外との原因とによると認められた場合には、その割合に応じて、それぞれ前段の公害の原因が事業活動の場合が事業者の負担、それ以外の原因によると認められた場合は公共負担となるという考え方でございます。

事業者による汚染以外の汚染といたしましては、①有害物質の天然現象による流出や天然賦存による汚染、②不存在事業者(鉱山の場合、室町時代など古くから営まれているケースがある)による汚染分などが考えられます。したがいまして、これが当然適用できるかということでございますけれども、本件の場合は(2)の部分につきましては該当しないと思いますので、この部分につきましてはゼロということで、この部分は1ということになるかと思います。

次に、事業者の負担総額の減額について、次の2ページの(3)でございますけど、法第4条第2項では、①「公害防止の機能以外の機能」、②「公害防止事業に係る公害の程度」、③「公害防止事業に係る公害の原因となる物質が蓄積された期間等」の事情を勘案して妥当と認められる額を減額して負担総額と算定すると規定しております。

まず、1点目でございますけれども、「公害防止の機能以外の機能」で、「例えば」と書いてございますように、例えば緩衝緑地の設置の場合が典型でございますが、緩衝緑地の設置は、公害防止以外の都市環境の整備とか住民の福祉という側面を持っておりますので、このような場合は一定割合を減額することが必要と規定されております。

2点目の「公害防止事業に係る公害の程度」でございますけれども、要は公害防止事業 実施の基準を設けず、その決定を施行者の判断にゆだねておりますので、事業の実施が必 要となる場合であっても、実際問題といたしまして、事業の実施の起因となる公害の程度 にある程度の幅があり得ます。例えば堆積物中に人の健康に有害な物質を含んでいるとか、 汚染の進行の度合いが極めて高く、大量の堆積物があるような場合とそうでない場合とで、 事業実施の緊要度に差がありまして、緊要度が著しくない場合は事業者負担についても一 定の減額をすることになるという考えでございます。

それから3点目、「公害防止事業に係る公害の原因となる物質が蓄積された期間」でございますが、カドミウム等の有害物質をはじめとする蓄積性物質について、人の健康に及ぼす影響等について科学的知見も不十分であり、また、排出等についての法的規制も行われていなかったことを考慮すれば、事業者が長期間にわたって平穏かつ公然と行われていた事業活動の結果について、最近蓄積したものと同様に考えて事業者の負担総額を定めることは衡平性を欠くことがあるため、一定割合を減額するという考えでございます。

次に、4番目の概定割合についてでございますが、法第7条では、第4条第2項の減額について、実際に施行者が審議会の意見を聞いて、その減額の額を算定することが困難であるという事態も考えられるので、公害防止事業の種類に応じて負担総額を定めるに当たって基準とすることができる負担割合、いわゆる概定割合を定めております。

なお、汚染農用地の客土等の事業の場合の概定割合は2分の1以上4分の3以下の割合となっておりますけれども、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく除去等の事業の場合の概定割合については定められておりません。したがいまして、上記の式の(2)(3)(4)における減額分が公共の負担分となるという考えでございます。

資料6で事業者負担総額が説明されていますが、以上に基づきまして、具体的な事業者

負担の考え方につきまして、資料7でご説明させていただきます。

その前に、先ほど大塚委員からもご説明がありましたが、参考資料2で、これまでの事業者の負担総額の減額事例について簡単に、2枚の資料でございますが、ご説明させていただきます。

9つの減額事例をお示ししておりますけど、これにつきましては、環境庁、現在の環境省が昭和62年に作成いたしました「公害防止事業費事業者負担法に関する資料I」の法適用事例75例の中から、法規制以前の行為を理由とする減額事由を抽出いたしました。ただし、1ページの(5)岩倉地域農用地土壌汚染対策事業と、(9)鹿角地域農用地土壌汚染対策事業で、(5)につきましては判決文、(9)につきましては秋田県から提供を受けました資料を参考にして作成したものでございます。

この9つの例の(1) から(5)につきましては、先ほど申し上げました法第4条第2項を根拠に減額を算定したケースでございます。それから、(6)の鷹巣地域から(9)の鹿角地域農用地土壌汚染につきましては、法第4条第2項の適用が困難なため、法第7条第3号を根拠に減額分を算定したケース、いわゆる概定割合を適用したケースでございます。

すべての事業をご紹介するのは、時間に限りがございますので、1ページ目の(5)と(6)についてご説明させていただきます。

- (5)は、法第4条第2項を根拠に減額を算定したケースでございます。
- (5) は、岩倉地域農用地土壌汚染対策事業でございます。これは愛知県の事例でございます。これにつきましては、イタイイタイ病の原因となるカドミウムがかかわっているという厚生省見解が発表された昭和 43 年 5 月以前のものについては、カドミウムの有害性に関する知識の社会的認識もないため 3 分の 2、それから、厚生省見解が出た後、水質汚濁防止法による、いわゆるカドミウムが有害物質と指定されて法規制が行われる前を 4 分の 3 ということで、このような形で減額をしているという事例でございます。
- (6)は、鷹巣地域(今泉地区)及び新城・床舞地域農用地土壌汚染対策事業でございます。 これについては、鷹巣地域につきましては、文献によれば藩政時代から相当数の鉱山があったこと、北鹿地域は世界有数の黒鉱地帯ということで、地質鉱床学的に特異な存在の地層があること等から、法第4条第2項を適用し、負担総額から減ずべき要素があるところでございますけど、その算定が困難であるということで、法第7条3項の下限の2分の1を適用したということでございます。

それから、新城・床舞地域につきましては、4分の1を減額して4分の3を適用したということでございます。

こういったことで、一応、参考資料2では、法規制以前の事例について9つをご参考までにお示ししたところでございます。

それでは、資料7で事業者の負担割合の考え方についてご説明いたします。

公害防止事業の事業者に負担させる費用は、公害防止事業費事業者負担法第4条第1項では、「事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度

に応じた額」と規定しております。今回の大田区大森南四丁目のケースでは、公害の原因が 100%事業者の事業活動によるものと認められることから、事業者がその全額を負担すべきである。

しかし、PCBが投棄された昭和 39 年から昭和 40 年当時、カネミ油症事件(昭和 43 年)発生以前で、当該物質の毒性に対する科学的知見は十分でなかった。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が昭和 45 年に制定され、廃油の投棄が禁止されたが、PCBが投棄された当時は、当該物質について法律に基づく排出規制がなされておらず、平穏かつ公然と当該行為を行うことが可能であった。さらに、法規制以前に由来する行為と法規制後を同等に取り扱うことは衡平性に欠けることなどの事由を考慮する必要があり、公害防止事業費事業者負担法第4条第2項における「事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額」を事業者の負担総額とする場合に該当すると考えます。

こうした事由による減額は、積み上げて算出できる性質のものではございません。公害防止事業費事業者負担法第7条では、法第4条第2項の規定を適用して減ずべき額を算定することが困難な場合には、公害防止事業の種類に応じて事業者の負担額を定めるに当たって基準とすべき一定範囲の割合、いわゆる概定割合が規定されております。この中で、ダイオキシン類による土壌汚染除去事業について特に定めていないが、今回のケースは法規制以前等の項によるもので、農用地土壌汚染対策のカドミウム等々と同様な事由であるため、この概定割合を判断基準として類推することが妥当と考えられます。概定割合は、事業者の負担割合を概定するもので、4分の1の幅ごとに、10分の10、4分の3、2分の1、4分の1に区分され、公害防止事業ごとに上限と下限が定められ、個別の事情を勘案して、それぞれの割合を適用しております。

今回のケースの場合は、上記の事情を考慮すると、事業者に対策費用の一切を負担させることは適当でないので、10分の10から1ランク下げた4分の3を事業者の負担割合とすることとします。

以上につきましては、大塚委員からご説明があったとおりでございますし、資料3に書いております減額事由につきましては、参考資料2でご説明したところでございます。

お手数でございます。資料3に戻っていただきたいと思います。

資料3の2ページでございますが、先ほど申し上げました負担総額について、以上の考え方に基づいた算定基礎でございますが、4分の1を減額するということで、汚染土壌除去工事費5億2,500万円に対して4分の1減額で、総額に4分の3を掛けまして3億9,375万円と算定したところでございます。

以下、同様に、(2) の「一般保管施設の設置及び管理」につきましては、設置費及び管理費、管理費は年間の額でございますが、それぞれ 1 ページでお示しいたしました設置費につきましては 1 億 4,700 万円、管理費につきましては 3,500 万円につきまして、それぞれの額に対して 4 分の 1 減額で、総額に 4 分の 3 を乗じた額で、設置費につきましては負担総額 1 億 1,025 万円、管理費につきましては年額で 2,625 万円と算定されたところでござ

います。

最後に、6番目といたしまして「公害防止事業の実施に必要な事項」につきましては、物価の変動、その他、やむを得ない事由により公害防止事業費の額に変更が生じた場合は、変更後の公害防止事業費の額に5に掲げる算式によって得た額を負担総額とするというふうに記述いたしました。

以上、資料3の費用負担計画(第一次)(案)につきましては、特に3番目の「費用を負担させる事業者を定める基準」についての考え方、それから、「公害防止事業費の額」につきましては、5億2,500万円等の除去工事費、あと、保管施設の設置費、管理費、並びに費用負担総額につきましては今ご説明いたしましたが、費用負担総額は4分の1減額で、総額に4分の3を乗じて得た額について、それぞれ負担総額といたしたところでございます。

説明が長くなりました。以上でございます。

○横山会長 本当にありがとうございました。

当初、お話がございましたように、この問題につきましては、汚染はだれの責任か、そして、ではその負担はどれぐらいにするべきかという2点に課題が絞られておるわけでございますが、ただいま宮川さんから、それの検討に当たっての基礎的な、また各地方で行われておる、ダイオキシン類に関しては初めてでございますけれども、類似の公害防止事業等に関する事例のご説明をいただいたわけでございます。

そのようなものに立って、先ほど松尾部会長及び大塚臨時委員から総括的にご説明がご ざいましたように、この負担の割合は的確妥当であるというお話があったものと理解いた します。

それでは、各委員からご意見、ご質問をいただきたいと思います。

- ○織委員 今のご説明の中では触れられていなかったんですけれども、参考資料3ですとか参考資料4で、三菱瓦斯化学さんと東京都のほうで見解の相違があるということは、この費用負担について、まだ話し合いの段階ということなんでしょうか。その辺、事業者との関係がどうなっているのか触れられていなかったので、お話を伺いたいと思います。
- ○小島参事 先ほど部会長からございましたけれども、事業者の方からの説明というか、 見解もお聞きしていまして、それから、私どもの見解も述べております。最終的にどうい う割合にするか、事業者と相談したかということですと、それはしておりません。本日、 審議会の意見が出ると思いますけれども、それらも踏まえて、もう一度いろいろ動きがあ るのじゃないかとも思いますが、現在のところはありません。
- ○松尾水質土壌部会長 その辺は、私は制度自体に若干問題があると思っているんですが、 資料2を見ていただきますと、手続の手順のところで、法律の性格上こういうことになっ ているんだろうと思いますけれども、要するに事業者というか、責任があると言われる人 と議論をする機会というか、調整する機会が全然ないんですね。一方的に環境大臣とは相 談する、区長とは相談する、住民の公聴会はあるということになっていきますが、最後の

費用負担のところで、公表して事業者へ通知するという仕掛けになりますので、本来は、 今ご指摘のように事前に調整があったほうがいいと思うんですが、しかし、これまた自分 たちではないと言っている主張があるようなときには、それ自体も非常に難しかろうと。

ですから、今回初めてだというケースでもあると思うんですが、いろいろな意味で手探りの状況がまだ残っているのじゃないかと、素人的には思っています、制度的な枠組みが。しかし、今決められている手続をとるとすると、一定程度見解を聞きながらでありますけれども、こちら側で決めざるを得ない。この手順を知って、今日審議会の意見が出ると、一応、決定されて、若干の調整があった上で公表されて事業者へ通知される。そこからもう一遍、もしかするといろいろなものが始まるかもしれないということになるので、二度手間といいますか、問題が残ると思うんですが、これは制度上の枠組みですので、手順としては事前に事業者と調整することにはできておりません。

- ○薄環境改善部長 今、部会長からご説明がありましたように、この制度は、東京都の案について意見をいただきましたならば、それを踏まえまして東京都として決定していくことになります。確かに事業者の方との意見の違いがございますので、場合によっては異議申し立てということもあろうかと思います。都への異議申し立て、または裁判の制度はあるということで、制度としてはそのようになっております。
- ○横山会長 ありがとうございました。
- ○坂本委員 非常に細かいところなんですが、参考資料1の5ページで、土壌環境基準超過地点ごとの汚染深度という形で、No.8は5メートルのところに汚染があって、かつ土壌環境基準を超えているということが書いてございます。その一方、工事をするときに掘削する深度が、いずれを見ても5メートルのものはない。ということは、これで十分な対策がとれる形になっているのか、やや疑問だなという気がいたします。
- もう一つは、これはある程度ボーリングなり、もしくはサンプルをとった地点でのデータから推定をしている。そうすると、これから工事をやっていったときに、ある程度確認をしながらやっていった場合に、この掘削深度を超えるものが出る可能性はどうなのか。そうした場合に、あらかじめ4分の3と4分の1という割合とか、そういうものの合意もないと、そこへ行ってまた新たな問題を引き起こすのではないかということ。その点についてお聞きしたいと思います。
- ○松尾水質土壌部会長 まず事務局から。
- ○小島参事 この5ページに示す地点の深さは汚染を確認した一番深いところであり、その次の6ページに示す表は工区の平均の掘削深度です。基準を超えて検出されたところはそこを除去するということが工事の前提になっています。
- もう一つ、施工のときですけれども、工事で掘っていきますと、土壌の色が違うとかにおいが違う、まずそこである程度のことはわかりますし、さらにPCBで分析しまして、そこの辺の確認をしたいと思っています。そういう面で最終的に確認ができるのじゃないかと思っています。

- ○坂本委員 そうすると、今ここで書いてあるのはあくまで平均の深度と。各地域ごとで その深さまで掘るということではなくてですか。
- ○小島参事 工区の平均深度ということです。
- ○坂本委員 そうすると、この工区の中で、またさらに深さが変わってくるということですね。
- ○小島参事 そのとおりです。
- ○松尾水質土壌部会長 その結果、費用は変わるかもしれない、こういうご指摘があったと思うんですが、やってみないとわからない部分と、しかし、とにかく決めておかないと始まらないという部分がありまして、これは、そういう意味ではとにかく決めてから始める。微小な部分の調整は、やれるという法律の範囲にも入っていますが、その微小というもの、軽微でしたか、微小でしたか、その範囲がまたいろいろ読み方があると思うんですが、とにかく今あるところで割り切って決めないと先へ進まないという状況にあって、概算と言ってはいけないんですが、金額を決めなきゃいけないというような状況にあります。ですから、実際には今事務局から説明しているように、取り残しはなくすというのが原則ですから、その辺は注意しながら工事はすることになると思います。
- ○坂本委員 今の点はどこかに明確に平均の何とかというのは書いてあるんでしょうか。 私、すぐには見当たらなかったもので、5ページ、6ページあたりのところ。
- ○薄環境改善部長 確かにここには書いていないので、それは書くようにします。
- ○坂本委員 誤解を招かないようにするには、それがあったほうがいいかと思います。お 願いします。
- ○横山会長 前回、対策地域の審議のときに、PCBを一つのマーカーとして測定しながら、もしも決めたところよりもさらに広がっているような場合もあるかもしれないけれども、そういうことはPCBをマーカーとしてやっていくんだというようなご説明がたしかあったと思います。おそらく今後もそういうことになるのだろうと思うんですが。
- 〇宮川副参事 今お話の5メートル掘るか、その辺につきましても、ダイオキシンでありますと結果が出るのに1カ月ぐらいかかってしまいますので、その間、現場をそのままにしておくわけにいきませんので、PCBで測れば、1週間ぐらいで結果が出ると聞いておりますので、PCBで確認させていただくことでやらせていただきます。
- ○織委員 先ほどの話に戻ってしまうんですが、制度上、仕方がないということであれば、もちろん私がどうこう言うことではないんですけれども、従来の産業廃棄物の不法投棄の土壌汚染等の問題についても、ある程度原因者がわかっていて、実際に費用負担の問題でもめていて長引くという事例が、ほぼすべての事例がそういうふうになっている現状を考えますと、事業者負担の割合の基本的な考え方は、100%事業者の事業活動によるものと認められることを前提として、そこから減額をどういうふうにするかという構成になっているんですけれども、そもそも100%事業活動によるものと認められるかどうかという点について、今、見解を見ていると争いがあるということになってしまうと、この制度にのっと

ってやっていくと、こちらのほうで減額で、これでどうですかと言っていても、そこの根本のところをもう一度争ってしまって、結局、長引いてしまう可能性もあるのではないかということを非常に懸念しております。

こういった事案については、制度的な運営ももちろんなんですけれども、可及的早急に PCBの処理を円滑に進めていくことを第一主眼に考えていくべきであると思いますので、 制度的には難しいかもしれないですけれども、なるべく事業者の方と早急に話し合いなが ら、この前提条件のところで妥協点、あるいは納得感のあるところで、事業を進めるとい うことに主眼を置いて進めていただきたいと思います。以上です。

○薄環境改善部長 まさにこの法律はそういうことを前提としておりまして、ちょっと説明不足だったかもしれませんけれども、これで決めて、決めたならば、これで行政として執行していくという形になります。ですから、処理が遅れることはないと思います。そのためのこういう制度で、後で裁判なり、または異議の申し立てが起きたとしても、それはそれでこちらは進めさせていただくということで処理を進めていこうという形になっております。

○大塚臨時委員 いろいろな意見があると思いますけれども、制度上は7条とか4条の問題で施行者が決められることになっていますし、あと、不服申し立てということはもちろんあり得るわけですが、逆に、最初から妥協してしまうと住民訴訟の対象になる可能性もないわけではなくて、そちらは板挟み状態になるということになりますので、そういういろいろなことを検討した結果、4分の3が一応妥当な数字ではないかということです。もちろん事業者の方とのご協議はいただけると、私もありがたいと思っております。

○松尾水質土壌部会長 今の問題は非常に重要なところだと私も思っていたんですが、私は法律上の理解については素人なんですけど、これは、要するに公共事業としてやってしまうという制度のように私は理解していまして、東京都は5億何千万でしたか、それでとにかくやってしまう。あとの問題は、その後でやることになりますから、事業者が合意しないからその作業がペンディングになるということはない。そういう意味では速やかに除去されることだというふうには思います。

いろいろなことを考えながらこういうふうにやっていると言えばなっているので、先にとにかく決めてしまう、それで工事はやってしまう。あとの問題は後に残そうと、こういう仕掛けだというふうにも理解はできます。どっちかなという部分は若干ありますけれども、それなりに機能してくれれば早く進むことは、従来の方法だと進まないのがこれだと進んじゃうということではあると思います。

○横山会長 よろしいですか。ほかに。

○磯部委員 今のご説明で十分なんですけれども、したがって、これは法制度の不備といいますよりも、この法制度はまさにそういうものとして、例えば公害健康被害補償法とか、公害紛争処理法とか、要するに本来の民法のルールで裁判所で争って、正確な事実はどうだったか、だれが悪いのかとやっていたら、何年かかるかわからない。したがって、エイ

ヤッと、まず実行的な措置をとろうという趣旨でできた幾つかの法制度の中の一本ですね。 だから、本当に筋を通していくと、ちょっとどうかなと思う部分も、まず仮に、仮にとい う言い方も誤解を招くといけないんですけれども、それなりの根拠のある一定の水準を行 政の責任で決めて、事柄を処して、危険なり害悪を除いて、その上で、将来的にきちっと やる必要があれば訴訟等の制度があるという割り切りだろうと思います。

だから、一方的に事業者の意向を無視していいんだと言っている趣旨ではないのですけれども、最初にそこで合意が成立しないと、あるいは事実認識がぴったり一致しないと、 先へ進めないということを乗り越えようとした制度なんだろうと私も考えております。 〇横山会長 ありがとうございました。

今、松尾部会長、それから磯部委員から、私にとっては非常に明快なご意見があったと 思うのでございますけれども、いかがでしょうか。ほかにご意見はございませんでしょう か。

○大聖委員 大変細かい話で恐縮なんですけど、資料3の2ページ目のイ「算定基礎」の 式がちょっとおかしいのではないかなと。公害防止事業費の額掛ける負担割合なんですね。 減額になると4分の1掛けるということになっちゃいますので、1から4分の1引くんで すから、負担割合なんですね。あるいは、1マイナス減額割合とすべきではないかと思い ます。細かい話で恐縮です。

○小島参事 ありがとうございました。修正します。

○松尾水質土壌部会長 磯部先生のお話に対して、私もいろいろ考えていたのですが、例えば管理費というのは地代がかかるんですね。そういうのをもしも事業者が自分の敷地の中で設置すれば、もっと安くなるかもしれない。そういう意味で社会的に費用を適正にするというか、ミニマムにしながらやっていくという精神からすると、これは全体の経費が増えちゃうんですね。東京都はただの土地はないから借りてやるわけですね。そうすると、もしも自分が責任だと思ったところが「じゃ、自分が引き取る。自分の管轄下でやりますよ」というと、少なくとも管理費は随分安くなるだろうとは思うんですね。ですから、そういう意味で負担も減らすことができるかもしれない。そういう意味で、もうちょっと前の段階で幾つかやりとりができると、トータルの経費は抑えることができるのじゃないか。そういう意味で、どこかで何か次善の策があってもいいのじゃないかとは思うんです。しかし、これも1回目ですから多分難しいのだと思うんですが、何かそういう要素も今後どこかでお考えいただけると、もっと適正になるのじゃないか。それで、もし決裂すれば、バンとこういう方法でやってもいいと思うんですけれども、どこかで調整できるならば、しておけば、もうちょっと適正な、全体のコストを下げることは可能だというのが、私の最初に申し上げたかったところであります。

でも、しようがないといえば、しようがない制度だと思うし、速やかに事業が進むという意味では非常に画期的なんだろうと思いますけれども、感想だけちょっと申し上げたいと思います。

- ○横山会長 松尾部会長、大田区城南島三丁目の都有地にと書いてありますけれども。
- ○松尾水質土壌部会長 都有地でも、環境関係の部局からいえば、どこかの所属のものを借りるという。ですから、東京都の中でのどういう話になるかわかりませんが、少なくともそういうものを置くためのものは中では貸し借りという話になるようであります。東京都が無償でそういうために土地を出すということ自体が不合理ですからね。ですから、責任者がいる以上は、その人に払ってもらう。
- ○小島参事 細かい話ですけど、役所の中で会計が違いまして、一般会計と公営企業会計になっておりますので、そういう形で処理せざるを得ないことになっております。
- ○横山会長 さて、いかがでございましょうか。ほかにご意見ございますでしょうか。
- いろいろとご意見もあるようでございますけれども、とにかく工事それ自身は、ダイオキシン汚染がそのまま残されてしまうことはないようでございます。さしあたり、ともかく都のほうが、本日の審議会の後、最終的に対策計画及び費用負担計画を定めて工事にとりかかると。その一方、事業者とのいろいろな調整、あるいは打ち合わせ、話し合いは当然行われなければならないかと思いますが。
- ○伊藤委員 今回の費用負担と直接関係あるかはわからなんですけれども、これ、一時保管されるわけですね。それで、その後は何らかの処理がされるのか、それとも半永久的に一時保管されるのか。その場合の安全性はどうなるんでしょうか。
- ○宮川副参事 今回はあくまで一時保管と考えておりまして、なるべく早い時期に汚染土 壌の処理につきましても検討に入りたいと考えておりますので、可能な限り早い時期に処 理したいと考えております。
- ○伊藤委員 その処理費用に関しましても、やはり事業者負担等が適用されるものなんで しょうか。
- ○宮川副参事 はい、同じように費用負担計画、先ほど私のご説明が悪かったかもしれませんが、今回、費用負担計画(第一次)という意味は、掘削・除去から保管までを第一次の費用負担計画と考えておりますので、今後、処理の計画が固まった場合は、費用負担計画(第二次)ということで審議会でご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○織委員 先ほどの公害防止事業費事業者負担法の趣旨については異議を唱えるつもりは全然ないんですけれども、何といっても昭和 45 年の法律でありまして、考え方も随分変わってきているところがあると思います。1つはパートナーシップということで、浄化の意思決定にどうやって住民を参加させていくのか。あるいは、行政が主導をとることによって硬直的に費用が増加する傾向がある中で、事業者に浄化を促進させることによって、より費用コストが削減されるという手法の検討も米国等でなされておりますが、そういったことにも配慮していただきたいと思うんですけれども、この事業費の内訳の中で、これは従来の公害防止事業者負担の中での、いわゆる公害防止事業としてこういうのが出てきているんですけれども、住民への説明会、あるいはリーフレット、意思決定への参加費用と

いったものはどういうふうに織り込まれていくんでしょうか。

○宮川副参事 先ほど資料のほうでも流れをご説明いたしましたけれども、これまで地元説明会を、これは当該地域で汚染が判明しました以降でございますけど、3回させていただいております。また、対策計画の策定に当たりまして、資料2にお示ししておりますように、8月25日に地元で公聴会を開催させていただきまして、4名の公述人からご意見を伺ったところでございます。

また、公聴会では対策計画の実施に当たりまして、実際の施工でございますけれども、 それについてはまた改めてご説明いただきたいという要望がありました。当然、私ども、 そのことにつきましては、実際の施工業者が決まった段階で地元で説明会を開催したいと 思っております。

また、保管施設の予定地につきましては、企業者の集まりがございますので、そちらの 方々にこういったことで保管施設を設けさせていただきたいので、一時保管ということで ございますけれども、このような形でよろしくお願いしますと協力を求めて、ご理解をい ただいているところでございます。また今後工事が始まるときに、保管施設のほうの現場 につきましてもご説明をさせていただいて、ご理解を得る考えでおります。

○横山会長さて、よろしゅうございますでしょうか。

当初、私のほうから申し上げましたとおり、本審議会がこの計画を決定するものではございません。出された案について、ただいまいろいろの意見をいただきました。これらの意見を都のほうで酌み取っていただいて、最終的に都のほうが、早速この計画をファイナライズするということに手続が進められると私は理解しております。そういう意味でいろいろとご意見をいただきたいわけでございますけれども、そろそろよろしゅうございましょうか。

大変申しわけないんですけれども、今、事務局のほうからちょっと連絡がございまして、 そういった形で皆さん方のご意見を、資料3のこの計画が妥当であるという形で我々の意 見を答申するわけでございますが、この資料3に、少し訂正が入るということで、5~6 分時間が欲しいということで、まことに不手際なんですが、ここで5分ばかり休憩をさせていただきたいと思います。

(休憩)

○横山会長 それでは、案文ができ上がったようでございますので、審議会を再開いたします。

○赤星環境局長 大変ご迷惑をおかけして申しわけございません。算定基礎のところでございますけれども、負担総額が公害防止事業費の額掛ける1マイナス法第4条第2項の規定に基づく減額の割合ということでございます。大変ご迷惑をおかけして申しわけございませんでした。

○横山会長 ありがとうございました。

それでは、資料3が本審議会の答申に当たるものになります。もう一度ざっと目を通していただきますが、今、局長からご説明があった点が、あらかじめお配りされたものから変わったと。

先ほど松尾部会長から水質土壌部会の審議経過をご報告いただきましたので、そのご報告を一応了解した上で、お配りいたしました「大田区大森南四丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画(第一次)(案)」、これが妥当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、妥当であるということで、知事に私のほうから答申させていただきます。

朗読を事務局にお願いいたします。

○宮川副参事 それでは、答申文を朗読させていただきます。

(案)

13都環審第17号

平成13年9月14日

東京都知事

石原慎太郎様

東京都環境審議会

会長 横山榮二

大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域の公害防止事業に係る費用 負担計画(第一次)について(答申)

平成13年6月20日付で諮問のあったこのことについては、別添「大田区大森南四丁 目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画(第一次)(案)」のとおりと することは適当であると認めます。

以上でございます。

○横山会長 以上の答申文、よろしゅうございましょうか。

これでもって知事に答申いたします。

内容につきましては、今、答申文を朗読させていただきましたので省略させていただき ます。

知事諮問に対する本環境審議会の答申でございます。

○赤星環境局長 ありがとうございました。

○横山会長 それでは、これで議事1は終了いたしますが、何度も繰り返しておりますように、いろいろのご意見をいただきました。一々、私のほうでメモしておるわけではございませんが、大事なご指摘も多々あったことかと思います。特に対事業者関係についての問題、それから、費用もできるだけ合理的に出していくようにというようなご意見もあったかと思います。しかし、これは、先ほど松尾部会長からございましたように、公共工事という形でともかく進めていくという立場の制度になっておりますので、ダイオキシン類の土壌汚染がそのまま残って、周辺住民に不安を残すことがないように早急に事業を始めていただく。しかし、同時にまた事業者の方ともよく話をしていただくというのが、本審議会の、全部ではございませんけど、意見であったと思いますので、そこら辺のところをお酌み取りいただいて、都のほうでしかるべく早急に計画を進めていただきます。

次は、議事2「その他」でございます。

何か委員のほうから議事はございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○赤星環境局長 ただいま横山会長から「大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土 壌汚染対策地域の公害防止事業に係る費用負担計画(第一次)(案)」について、了とする 旨の答申をいただきました。まことにありがとうございます。

ただいまいただきました答申に従いまして、公害防止事業費事業者負担法の手続に従って、都として費用負担計画を定め、費用を負担させる事業者に通知してまいります。これとあわせまして、当対策地域の汚染土壌の除去工事等を実施するための対策計画も、法の手続に従って環境大臣の同意を得て決定し、早急に対策工事を実施してまいる所存でございます。

なお、今後、汚染土壌処理のための第二次負担計画について改めて環境審議会に諮問させていただく予定でございますので、その際にはよろしくお願い申し上げたいと思います。 今日は大変不手際がございましたが、お許しいただきまして、この対策を我々は全力を 上げて取り組んでまいりたいと思います。皆様のこれまでのご審議に対しまして感謝申し 上げますとともに、今後ともぜひ都の環境行政にお力添えをいただきますようお願いいた しまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。 ○横山会長 それでは、他にないようでございますので、以上をもちまして本日の東京都 環境審議会を終了させていただきます。どうも長い間のご協力ありがとうございました。

一 了 —